



広報あち おしらせ版 10月

(令和3年) 2021. 10 No.97 <https://www.vill.achi.lg.jp>

発行・編集: 阿智村役場 〒395-0303 長野県下伊那郡阿智村駒場483番地 TEL.0265-43-2220 FAX.0265-43-3940
阿智村の人口[10/1現在] (人口) 6,146人 男 2,987人 女 3,159人 (世帯) 2,358世帯

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和3年中(令和3年1月1日から令和3年12月31日)に納められた保険料の全額です。(令和3年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。)

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき保険料を支払っている場合も含めて控除が受けられます。

令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、年末調整や確定申告の際に添付してください。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など万が一のときにも心強い制度です。国民年金保険料は納め忘れないようにしましょう。

●お問い合わせ

飯田年金事務所 (22) 3641
民生課 住民係 (内線221)

後期高齢者の医療費通知について

長野県後期高齢者医療広域連合では、特別な事情がある場合を除き、その前年に後期高齢者医療保険で医療を受けた全ての被保険者に対し、医療費通知を送付しております。

令和3年分からは医療費通知の送付を年2回から年1回に変更させていただきます。

令和3年1月から令和3年10月までの受診分については、令和4年1月下旬頃に送付いたしますので、令和3年分の確定申告期間中に医療費控除の申告をされる際は、当該医療費通知と併せて、11月及び12月診療分の医療機関等からの領収書を基に申告してください。

なお、令和3年11月及び令和3年12月受診分については、令和4年1月から令和4年10月までの受診分と併せて、令和5年1月下旬頃の送付となりますのでご了承ください。

●お問い合わせ

長野県後期高齢者医療広域連合
保健事業室
電話026 (229) 5230

役場前の道路で水道工事を行っています

役場前の道路(村道1-6号線)にて、村営水道の老朽管布設替工事を

行っています。

役場前の水道管は40年以上前のものを使用しており、老朽化が進んでいるため、新しい水道管に入れ替える工事が実施されています。水道工事に伴い、交通規制をかけさせていただきます、全面または片側通行止めのご協力をお願いしております。

役場等へ来庁される際、誘導員または、誘導看板の指示に従ってください、迂回のご協力をお願いすることもございますので、ご了承ください。大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

★工事期間

▽令和3年9月3日(金) から
令和4年1月21日(金) まで
▽原則8時30分から17時まで
▽日曜休工

※工事の進捗により、実施する場合もあります。

●お問い合わせ

生活環境課 水道係 (内線252)

●主な内容●●●●●

公民館を利用する皆様へ	2
阿智村役場の仕事紹介	2
新型コロナ影響緩和特別応援金	3
ゼロカーボンだより	4
10月「個別労働紛争あっせん制度」	6
防災コラム	7
税からのお知らせ	8
保健センターだより	11
裁判員制度	12
令和3年度農作業標準労賃	13
阿智家族	14
子育てカレンダー	15
チャレンジゆうAchi通信	16

公民館を利用する皆様へ 中央公民館事務室の施錠 と鍵等の利用について

安全な施設利用の観点から、中央公民館の事務室について、職員不在時原則施錠とし、開閉時間を平日の午前8時30分～午後6時（土・日・祝日原則施錠）と致します。また、それに伴って以下のように利用方法が変更となります。何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

なお、必要により時間外の利用を希望する場合は事前に職員にご相談ください。

- （一）中央公民館の各部屋等の鍵利用（ホール・倉庫・学習室五等の鍵）の利用方法
- ・事務室入口外にキーボックスを設置
 - ・鍵貸出しの際、貸出簿に記入
 - ・中央公民館開館時（土・日・祝日含む午前8時30分～午後10時）利用可
 - （二）各種体育施設等の鍵利用（わいWai倉庫・わいWaiグラウンド照明・第一小学校体

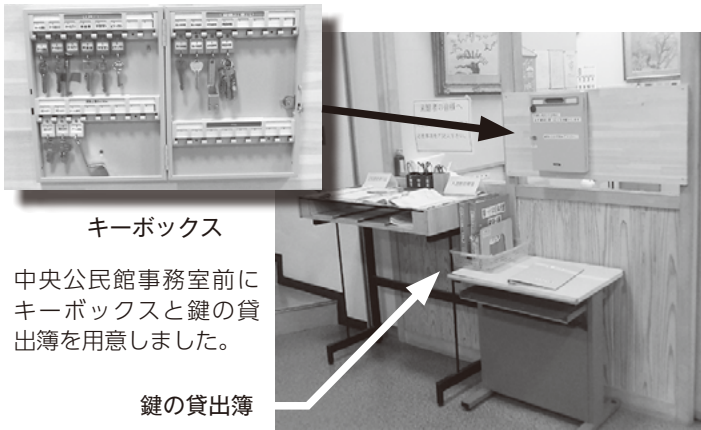
育館・阿智高校体育館・中学校グラウンド照明等の鍵）の利用方法

（一）の利用方法と同じ

（三）コピー機利用・中央公民館器具使用及び予約・体育館使用予約及び許可について

・平日の午前8時30分～午後6時のみ

※中央公民館の使用予約は公民館開館時（土・日・祝日含む午前8時30分～午後10時）可



キーボックス

中央公民館事務室前にキーボックスと鍵の貸出簿を用意しました。

鍵の貸出簿

過疎地域持続的発展計画 の策定について

過疎地域における定住人口の確保と集落維持、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、新たに令和3年度から令和7年度までの5年間を計画とする「阿智

村過疎地域持続的発展計画」を策定しました。

阿智村公式ホームページにおいて公表しています。紙媒体を希望される方は、阿智村役場までご連絡をお願いいたします。

●お問い合わせ

総務課財政係（内線274）



【連載】No.13 阿智村役場の 仕事を紹介します

浪合振興室

浪合振興室は浪合地区住民の身近な総合窓口として住民サービスの維持向上に努めています。また治部坂高原の村営別荘については別荘利用者や観光客等が高原の自然との触れ合い等でくつろげられる場所として供するとともに、都市との交流を深め地域の活性化を目指しています。

主な仕事は次のとおりです。

- ・自治会に関すること。
- ・自治及びコミュニティの振興に関すること。
- ・本庁機関と区域内の住民及び各種団体との連絡調整に関すること。
- ・村税等の収納に関すること。



- ・使用料及び手数料の収納に関すること。
- ・戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、諸証明等に関すること。
- ・保健衛生及び国民年金に係る窓口事務に関すること。
- ・福祉関係法令の規定に基づく軽易な窓口事務に関すること。
- ・村営別荘地に関すること。

新型コロナ影響緩和特別応援金 新型コロナ特別支援金

新型コロナウイルス経済対策として2つの新規事業を開始します。

①阿智村新型コロナ影響緩和特別応援金

前年あるいは前々年と比較して、今年の売り上げが30%以上減った事業者に對し支給します。

支給対象者

(1) 阿智村に法人住民税を納税し事業を営んでいる中小企業者または阿智村内に住所を有し、主たる収入が当該収入であり、確定申告あるいは住民税申告を行い、事業を営んでいる個人事業者

(2) 申請時に村税等村への納付金に滞納がなく、業務に必要な許認可等取得している方

(3) 新型コロナウィルス感染症の影響を受けたことにより令和3年4月から10月のうち連続する3ヶ月間の平均収入金額(※1)が前年あるいは前々年の同期間の平均収入金額(※1)と比較して30%以上減少した方

※1 新型コロナ関連給付金を除いた金額

(4) 補助金の交付後も事業活動を継続する意思があること

支給金額

法人20万円、個人10万円

注意

・令和3年4月から10月に休業されていた方は申請までに営業を再開していること

・個人の場合、被扶養者である方は支給対象外です。

・申請は各者1回限りです。

②阿智村新型コロナ特別支援金

売上減少の著しい事業者に對して、「阿智村新型コロナ影響緩和特別応援金」に上乗せする支援金です。

支給対象者

阿智村が交付する特別応援金の対象になった事業者

支給金額

前年あるいは前々年との差額に粗利率(※2)と4分の1を掛け、「阿智村新型コロナ影響緩和特別応援金」を控除した額

※2 1から消費税の簡易課税のみなし仕入れ率を引いたもの

▽受付期間 両制度とも公布の日から令和3年12月28日まで

お問い合わせ

阿智村商工会

0265(43)2241
地域経営課(内線272)

農業委員会総会について

阿智村農業委員会では、9月28日(火)に農業委員会総会を開催し、協議の結果は以下のとおりとなりました。

農業委員会総会

【協議事項】

合意解約(1件)、農業経営基盤強化法・農用地利用集積計画(3件)、農地中間管理機構による利用権設定関係農用地利用集積計画(3件)、非農地証明について(1件)、農地パトロールの日程について、農地移動適正化あっせん基準の見直しについて、令和3年度農作業標準労賃・機械作業料金の見直しについて

お問い合わせ

阿智村農業委員会事務局

(内線263)

砂防施設の点検について

長野県飯田建設事務所では、県で管理している砂防施設の定期点検を実施します。

施設の点検に際し、県飯田建設事務所発行の身分証明書を携帯した点検業者が現地の渓流で調査を実施します。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▽点検期間

10月下旬～1月下旬

▽点検場所

長野県建設部所管の砂防施設を有する渓流

▽点検業者

株式会社ワイド

伊那市西町5845-1

電話0265(98)6587

(担当) 内山

●お問い合わせ

飯田建設事務所整備課計画調査係
電話0265(53)0451

村の配食サービスを拡大しました

在宅生活において、タンパク調整食や軟らかい食事など、病状に合わせた食事が必要とする方に、病態対応食弁当の購入に對し弁当代の一部を補助します。

補助を必要とする方は、申請が必要となりますので、役場地域包括支援センターまで、お問い合わせください。

▽補助に必要なもの

交付申請書

▽補助金の額

1食当たり300円となるよう控除した額で上限600円です。

ただし、1日1食 週5食までです。

●お問い合わせ

阿智村地域包括支援センター
電話0265(45)1140

○阿智村コロナワクチン専用ダイヤル
電話0265(43)2548

「2050 ゼロカーボン」だより

Vol.3

■地球にやさしいゼロカーボンに向けて今できること

<建物編>

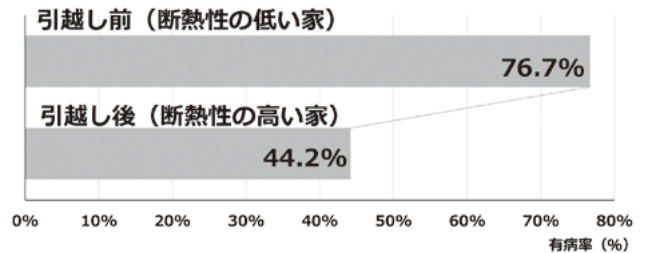
○省エネ性・断熱性の高い家を選択！

省エネ性・断熱性の高い家は、エネルギー使用量を抑えられるため、光熱費を節約できます。屋外の寒さ・暑さの影響を受けにくいので、一年を通して快適です。

また、ヒートショック*やアレルギー性鼻炎などの病気になるリスクが低くなり、健康に過ごせます。

*急激な温度変化による健康障害のこと。

高断熱住宅は健康にも良い！
アレルギー性鼻炎などになる人の割合が低下！



〔出典〕健康維持がもたらす間接的便益を考慮した住宅断熱の投資評価
日本建築学会環境系論文第76巻 第666号 735-740（2011年8月）を基に作成

○ZEH*とする選択肢も

* ZEH って何？

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略。ゼッチと読みます。

「省エネ」と「創エネ」により、年間のエネルギー使用量を実質ゼロにする住宅です

- ①省エネ：高断熱化、省エネ性能の高い機器の活用
- ②創エネ：（例）自宅の屋根で太陽光発電

県は ZEH 等の環境配慮型住宅の
建築やリフォームを支援しています。

信州健康エコ
住宅助成金

環境配慮型
住宅助成金

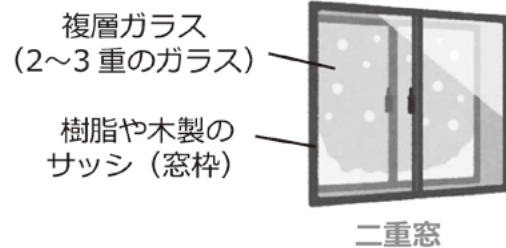


○家のリフォームはまず窓から

熱や冷気の 60 ～ 70% は窓から屋内に侵入します。

- ・樹脂や木製サッシの複層ガラス窓への交換
- ・内窓の追加 をしてみましょう。

窓以外にも、壁・床などの断熱性能を向上させると、より住宅の省エネ化が進みます。



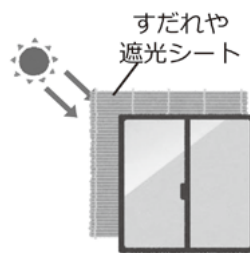
☀️リフォームはお金がなくて…

環境省 COOL CHOICE の HP では、手軽にできる断熱 DIY が紹介されています。

○夏の日よけ対策

窓の外に、すだれや遮光シート、緑のカーテン*などを設置して、直射日光をさえぎることも効果的です。

*建物の外側にゴーヤなどの植物を生育させて日光を遮ること。



県は建築物の省エネ性能及び省エネ改修効果を無料で簡易診断します。

省エネ改修サポート制度



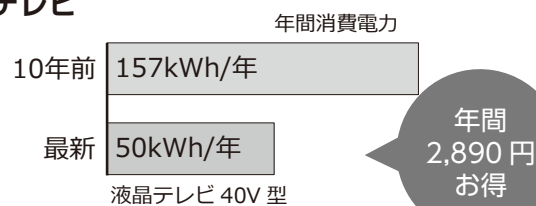
<家電編>

○省エネ性能が高い機器に買い替える

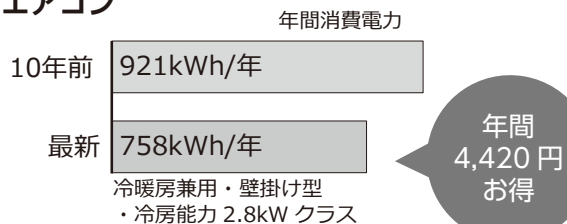
冷蔵庫



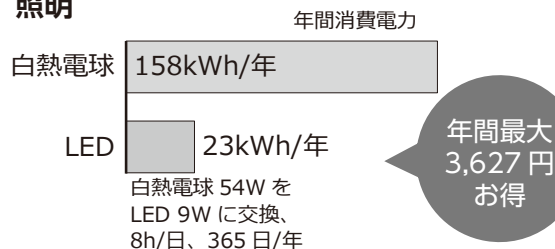
テレビ



エアコン



照明



【出典】 しんきゅうさん「かんたん比較」

(同能力・同サイズで2020年と2010年を比較) 照明は注記の条件により電力単価27円/kWhとして算出

家電の省エネ性能はこのラベルで確認！



買換え前後の電気代を比較できます！



○どんな使い方が効率的なの？

①「っぱなし」をやめる

- ・明かりやエアコンのつけっぱなし。
- ・テレビのつけっぱなし。
- ・冷蔵庫の開けっぱなし。

②まとめる（使う回数を減らす）

- ・洗濯物はまとめて洗う。
- ・風呂は間をあけずに入り追い炊きしない。

お風呂や台所は？

お風呂や台所で使うお湯を作るためにもガスや電気を使います。

給湯器を太陽熱温水器やヒートポンプ式に買い替えると省エネになり、光熱費も節約できます。



次回は、地球にやさしいゼロカーボンに向けて今できること<移動編・食べ物編>です。

阿智村・南信州地域振興局

「信州ゼロカーボン BOOK（長野県、長野県地球温暖化防止活動推進センター）」を基に作成しました。

●お問い合わせ 生活環境課 環境係（内線251）

10月「個別労働紛争あつせん制度」周知月間

県労働委員会では、労働問題の専門家が中立、公正な立場で、労働者個人と事業主との雇用トラブル（解雇、賃金、パワハラ等）について、「あつせん」により円満な解決をお手伝いします。

手続きは、簡単・無料で、懇切丁寧にお話を伺います。また機密は厳守されます。

●お問い合わせ

南信労政事務所

0265(76)6833

県労働委員会事務局

0261-25317468

長野県最低賃金のお知らせ

長野県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「長野県最低賃金」が、令和3年10月1日から時間額877円に改正されます。この機会に、ご確認ください。

なお、対象となる賃金は、通常の労働時間・労働日に対応する賃金で、臨時に支払われる賃金・精進手当・通勤手当及び家族手当などは含まれません。

また、中小企業・小規模事業者等に対する賃金の引き上げの環境整備、雇用の維持を図るための支援策を実施しています。ご活用ください。

●お問い合わせ

「最低賃金」については、長野労働局労働基準部賃金室（☎0261-22310555）または最寄りの労働基準監督署へ

【助成金に関するお問い合わせ先】

業務改善助成金 長野労働局雇用環境・均等室

026(223)0560

キャリアアップ助成金 長野労働局職業対策課

026(226)0866

林業退職金共済制度（林退共）へ加入しませんか

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。

この制度は事業主の方々が、従事者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

・掛金は、税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費となります。

・掛金の一部を国が免除します。

・雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

▽事業主の皆様へ

・共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください。

・共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときには、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

詳しいことは、以下の連絡先へお問い合わせください。

●お問い合わせ

独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル
電話03(6731)2889
FAX03(6731)2890

個人番号カードを利用して住民票の写し・印鑑登録証明書等が全国のコンビニエンスストア等で取得できます

1.コンビニエンスストア等で取得できる証明書と証明料

☆取得できる証明書等・料金

- | | |
|------------------------------|------|
| ① 住民票の写し（全部・一部） | 250円 |
| ② 印鑑登録証明書 | 250円 |
| ③ 戸籍の謄抄本 | 400円 |
| ※阿智村に本籍があり、村外住所地の方も事前登録で取得可能 | |
| ④ 戸籍の附票の写し | 250円 |
| ⑤ 所得課税扶養証明書 | 250円 |

各証明書等は窓口より50円安い料金で取得できます。

市区町村の対応状況やキオスク端末のご利用方法などがご覧いただけます。

コンビニ交付ポータルサイト
<https://www.lg-waps.jp/>



2.利用できる時間

毎日午前6時30分から午後11時（12/29～1/3を除きます）まで、ご利用いただけます。

3.利用するためには個人番号カード（マイナンバーカード）が必要です。

取得方法は、公式サイトをご覧ください。役場民生課住民係（電話43-2220（内222））または下記の、マイナンバー総合フリーダイヤルまでお問い合わせください。

..... 【マイナンバーカード・通知カードの詳細はこちら】

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>

お問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178

平日 9時30分～20時00分（年末年始を除く）

土日祝 9時30分～17時30分

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

※ 一部 IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250 におかけください。
※ 外国語対応は 0120-0178-27 におかけください（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語で対応）

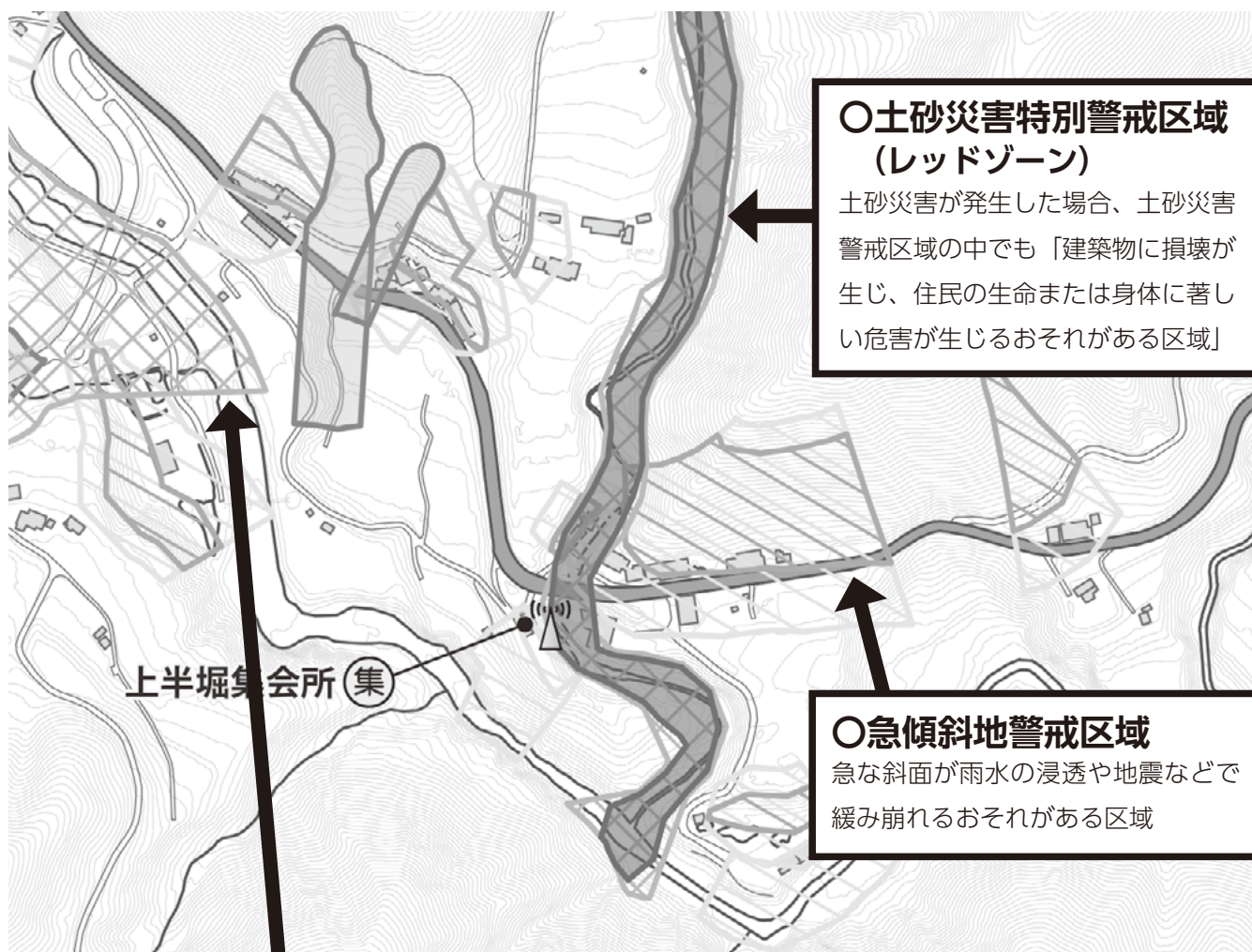
災害に備えて 防災コラム vol.34 出来ることから始めよう！

日頃からハザードマップを確認しましょう

現在避難を呼びかける際は、国や県、村から、「危険な場所から避難を」という言葉を使って情報が発信されています。危険な場所は、県の調査（地形や現場調査）によって、ハザードマップに示されておりま

す。避難情報を村から発信する際の状況にもよりますが、特に特別警戒区域の雨量、浸水想定区域の水位、過去の大きな災害のあった地域の雨量を注視しております。

台風などで大雨が降りそうな場合は、事前に危険な場所をハザードマップなどで確認して下さい。自分の家が危険な場所であれば、早めに安全な場所にいる親類や知人の家に避難するようにしましょう。村では大雨に備えて避難所を開設しますので、役場まで相談してください。



○土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)

土砂災害が発生した場合、土砂災害警戒区域の中でも「建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域」

○急傾斜地警戒区域

急な斜面が雨水の浸透や地震などで緩み崩れるおそれがある区域

○土砂災害特別警戒区域 (イエローゾーン)

土砂災害が発生した場合、土砂災害のおそれがある区域で、土砂災害が発生した場合「住民の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域」

※ハザードマップには、各地区の危険な箇所が記載されておりますが、表示されていないところが、全く安全なところということはありません。普段と違った音、水量、また土の臭いなどを感じたら、より安全な高台や屋内の高いところまで避難してください。

●お問い合わせ 総務課 消防防災係（内線273）

税

納めよう

自分の生活支える税

●お問い合わせ 出納室 税務係

(内線241・242・244)

村税等の納期限

次の村税等の納期限は、

11月1日 (月) です。

村県民税

3期

国民健康保険税

6期

介護保険料

6期

後期高齢者医療保険料

4期

納付書で納めていただく方は、納期限までに役場および各振興室、またはコンビニ、金融機関でお支払いください。

□座振替の日は

10月25日 (月) です。

□座振替の依頼をいただいている方は、前日までに預金残高を確認し、残高不足にならないようお願いします。

税理士による無料相談

税理士による無料相談を次の日程で実施します。ぜひ、ご利用ください。

▽日時 11月29日 (月) 午前9時～

1時間ごと一組

▽場所 役場1階相談室

▽相談料 無料

▽対象者 村民

※先着7名。

一組1時間以内の相談となります。

▽申込み

役場および各振興室に申込書がありますので、必要事項を記入し、11月24日(水)までに提出してください。

▽相談例

- ・相続税や贈与税について
- ・確定申告について
- ・ふるさと納税について など

シリーズ

知って得する

住民税のこと

No.3

所得控除とは・続

前号に引き続き、所得控除の14種類のうちの残りの説明となります。

控除額は9ページの表「所得控除の種類と控除額」をご覧ください。

⑤障がい者控除

納税義務者や同一生計配偶者または扶養親族が障がい者である場合で、前年の12月31日現在において障がい者に該当する場合に適用されます。

※障がい手帳等が無くても、要介護認定によって障がい者控除の適用される場合があります。(詳しくは広報あち12月号にて説明の予定です。)

⑥寡婦・ひとり親控除

納税義務者が前年の12月31日現在において地方税法上の寡婦またはひとり親である場合に適用されます。

ひとり親

現在、婚姻をしていない者で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で、他の者の扶養親族でない子)があり、合計

所得金額が500万円以下の場合。

寡婦 ひとり親に該当せず、次のいずれかの要件に該当する者

- ・夫と離婚し再婚していない者で扶養親族(総所得金額等が48万円以下で、他の者の同一生計配偶者または扶養親族でない者)があり、合計所得金額が500万円以下の場合。
- ・夫と死別し再婚していない(または夫の生死が明らかでない)者で、合計所得金額が500万円以下の場合。

⑦勤労学生控除

納税義務者が前年の12月31日現在において大学、高等学校の学生で合計所得が75万円以下の場合に適用されます。

※給与以外の所得(例えば、営業、不動産など)が10万円以下の場合に限りません。

⑧配偶者控除

納税義務者の合計所得金額が1000万円以下で、納税義務者と同一生計配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合に適用されます。

※前年の12月31日の現況によって判断します。

⑨ 配偶者特別控除

納税義務者の合計所得金額が1000万円以下で、納税義務者と同一生計配偶者の合計所得金額が48万円以上133万円以下の場合に適用されます。

※前年の12月31日の現況によって判断します。

⑩ 扶養控除

納税義務者や同一生計配偶者以外の親族のうち、合計所得金額が48万円以下の場合に適用されます。

控除額は次の4つに区分されます。

○一般扶養親族…16歳以上18歳以下23歳以上69歳以下

○特定扶養親族…19歳以上22歳以下

○老人扶養親族…70歳以上

○老人扶養親族のうちで、納税義務者または配偶者の父母等で同居の扶養親族

※前年の12月31日の年齢により判断します。

⑪ 基礎控除

納税義務者の合計所得金額が2500万円以下の場合に適用されます。

⑫ 雑損控除

前年中に、納税義務者や同一生計

配偶者その他の親族（総所得金額等が48万円以下の者）が所有する生活用資産等の災害、盗難、横領などの理由により損害を受けた場合に適用されます。

⑬ 医療費控除

前年中に、納税義務者や同一生計配偶者、その他の親族のために医療費を支払った場合に適用されます。（控除限度額200万円）

医療保険者から交付を受けた医療費通知（医療費のお知らせなど）や医療費の領収書が必要です。

確定申告期間中に多くご相談いただく医療費控除について、12月号にて詳しく説明する予定です。

年末調整説明会の

取り止めについて

例年11～12月に開催されていましたが、令和3年の「年末調整説明会」は令和3年の以降実施しないこととなりましたのでお知らせします。

●お問い合わせ

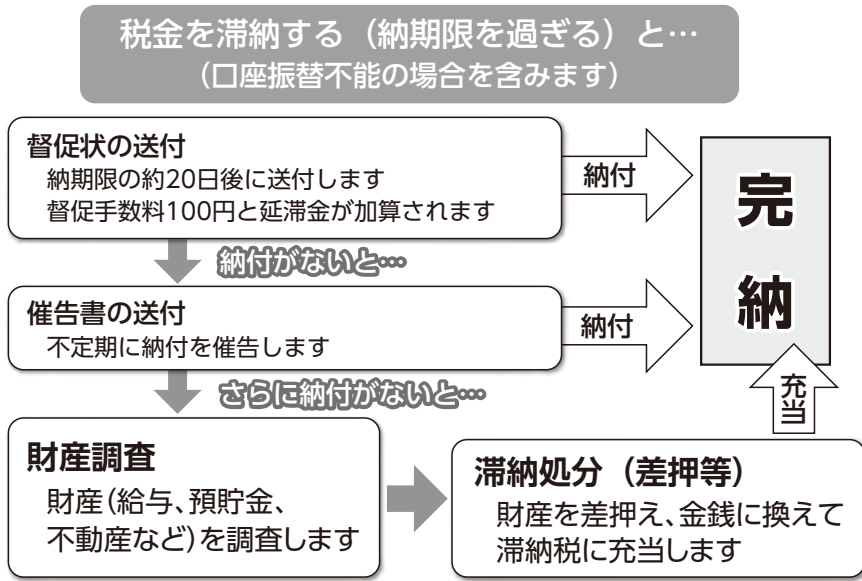
飯田税務署 電話（22）1165

所得控除の種類と控除額

所得控除の種類				控除額
5	障がい者控除	特別障がい者	納税義務者、生計を一にする配偶者、親族が障がい者の場合	30 万円
		特別障がい者のうち、同居している場合		53 万円
		その他の障がい者		26 万円
6	寡婦・ひとり親控除	寡婦	納税義務者が寡婦の場合	26 万円
		ひとり親	納税義務者がひとり親の場合	30 万円
7	勤労学生控除		納税義務者が勤労学生の場合	26 万円
8	配偶者控除	69 歳以下の方	生計を一にする配偶者を扶養している場合	最高 33 万円
		70 歳以上の方		最高 38 万円
9	配偶者特別控除			
10	扶養控除	16 歳以下で下記以外の方	生計を一にする親族を扶養している場合	33 万円
		19 歳から 22 歳の方		45 万円
		70 歳以上の方		38 万円
		70 歳以上の方のうち、同居されている父母等		45 万円
11	基礎控除		納税義務者の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合	最高 43 万円
12	雑損控除		災害・盗難・横領等により一定の資産に受けた損害等	一定の計算に応じた額
13	医療費控除		納税義務者、生計を一にする配偶者、親族の医療費の支払	一定の計算に応じた額

税金の納め忘れは

村民の皆さんに納めていただく税金は、さまざまな行政サービスを提供する上で大切な財源です。村では、財源の確保と村民負担の公平性を保つために、村税の適正な徴収に努めています。



滞納整理に力をいれています

調査と差押を実行しています

- ・村では原則、滞納者の財産調査（金融機関への
預貯金調査、勤務先への給与調査など）を実施し
ています

- ・差押可能財産がある滞納者で、催告の期限までに納付いただけない、納付のご相談をいただけない、納付の約束が守られない場合は財産の差押えを実行します

※村税等租税債権は、村の徴税吏員が裁判所を通じて、ことなく自力で滞納税の強制回収をおこなうことができます

※差押を受けるのと不利益が生じる場合があります
※差押は完納となるまで原則、解除することはいきません

他機関との連携もおこなっています

- ・滞納案件によつては他機関に徴収を委託することがあります。

【長野県滞納整理機構】

長野県滞納整理機構は、滞納整理を専門的に処理する広域の機関です。滞納者が所有する財産を徹底して調査し、差押や公売などの滞納整理をおこないます。

○長野県滞納整理機構への徴収移管

移管件数 令和2年度 2件

令和3年度 3件

令和 2 年度

■財産調査件数

預貯金	給与	年金	その他	計
72	11	8	53	144

■差押件数

預貯金	給与	年金	その他	計
30	8	7	1	46

督促状や催告書がお手元に届いた方は、内容をご確認のうえ至急納付をお願いします

納付相談をおこなっています

- ・どうしても納付が困難な場合は、放置せずに早めにご相談ください。

ご相談の際は納付の計画をたててください。

●相談およびお問い合わせ

出納室徴収係（内線241・245）

インフルエンザ予防接種のお知らせ

【接種を希望される方は体調のよい時に接種してください。】

区分	高齢者	子ども
実施期間	令和3年10月15日～令和4年1月15日	令和3年10月1日～令和4年3月31日
対象者	阿智村に住所があり、昭和31年12月31日までに生まれた方および60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器に重い病気がある方	阿智村に住所があり、月齢6ヵ月から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの方（高校3年生の学年まで）
接種場所	かかりつけ医（県内の医療機関） ※県外で接種を希望される方はご相談ください	村内・村外の医療機関
予診票	対象のみなさんへ予診票を郵送します	【村内の医療機関】 保健センター（保健師）で予診票を受け取ってください 【村外の医療機関】 医療機関の予診票を使用してください
接種方法	①かかりつけ医に予約します ②予約日に医療機関へ行きます	①医療機関に予約します ②【村内医療機関の場合】予防接種の日程が決まりましたら保健センター（保健師）から予診票を受け取ってください ③予約した日に医療機関へ行きます
接種日の持ち物	・インフルエンザ予診票	・インフルエンザ予診票 ・母子手帳 ・健康の記録
料金	2,000円	1回目：2,000円 2回目：1,000円 ※村外の医療機関で接種される場合は、一度金額をお支払いください。後日、保健センターまで申請にお越しください。
その他	●接種回数は1回です ●他の予防接種を受けた方は、接種間隔について医師の指示により行ってください ●普段の状態を知るかかりつけ医で体調のよい時に接種しましょう ●12月頃までの接種をお勧めします	●接種回数は13歳未満2回、13歳以上1回です ●ほかの予防接種を受けた方は接種の間隔については医師の指示により行ってください ●できるだけ早めの接種をお勧めします



インフルエンザ予防接種について

- 新型コロナワクチンの接種をすると、前後2週間は他の予防接種が受けられません。インフルエンザの予防接種とコロナワクチンの接種を近い時期に受けられる方は、接種時期を医師にご相談ください。
- 予防接種は発症する可能性を減らし、もし発症しても重い症状になるのを防ぎます。
- ワクチンの効果が持続する期間は、一般的に5ヵ月ほどです。
(予防接種を受けてから2週間ほどで効果が出てきます。)
- 毎年流行するウイルス型が変わるので、毎年定期的に接種することが望めます。
- 予防接種による6歳未満の発症阻止効果は60%とされています。予防接種を行っても家族全員で手洗い・マスク・咳エチケットなどの予防を心がけることが大切です。

裁判員制度 ～まもなく名簿記載通知を発送します！

☆ 裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成します。

令和4年の名簿に登録される人数は、全国で約23万3000人です（選挙人名簿登録者全体に占める割合は、約453人に1人）。



〈名簿記載通知の発送用封筒（サンプル）〉

☆ 裁判員候補者名簿記載通知について

令和4年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことの通知（名簿記載通知）をお送りします（令和4年1月1日時点で20歳以上の方に限られます。）。この通知は、来年2月頃からの約1年間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々のご負担を軽減するためのものです。お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

辞退の申出ができる時期に制限はありません。この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた後に辞退を申し出ていただくことも可能です。

裁判員裁判を実施するにあたっては、裁判員候補者の皆さまに安心して参加いただけるよう、各地方裁判所において、「三つの密」を避けるなどの様々な新型コロナウイルス感染症対策を行っています。皆さまの積極的なご参加をお願いします。

裁判員制度の詳しい情報はこちらへどうぞ

裁判員制度ウェブサイト <https://www.saibanin.courts.go.jp/>



●お問い合わせ

〒380-0846 長野市旭町1108

長野地方裁判所事務局 総務課 庶務係 電話026-403-2008

令和3年度 農作業標準労賃・機械作業料金

【阿智村農業委員会】

●令和3年10月に長野県最低賃金が改定されたため、「農作業労賃」のみ農業委員会定例会にて見直されました。

1. 食事は、労務者持ちとします。
2. 1日の労働時間は、実働8時間とします。

◎農作業労賃

(単位：円)

作業別種類	単位	料 金	摘 要
稲 作	一般作業	1 時間	880
	田植作業	1 時間	880
	防除作業	1 時間	1,700 散布機持ち込み
畑 作	一般作業	1 時間	880
果 樹	せん定作業	1 時間	1,700
	一般作業	1 時間	880
機械オペレーター		1 時間	1,850 労務受託者のみ

◎機械作業料金

(単位：円)

作業別種類	単位	料 金	摘 要
耕起のみ	10a	8,800	15cm耕起を基準とする。 面積3アール以下のほ場については20%増しとする。 代かきはあげ代を条件とする。
代かきのみ	10a	12,500	
田植作業	10a	10,000	
バインダー	10a	10,000	結束ひも付き。 倒伏田・軟弱田は 20%増しとする。
コンバイン	10a	24,000	補助者は委託者が手配する。 倒伏田・軟弱田は 20%増しとする。
ハーベスター	10a	10,500	面積 3 アール以下のほ場については 20%増しとする。
乾燥調整	1 俵	1,800	生籾乾燥粉摺り
もみすり	1 俵	900	技術者付き。20 俵以下は 20%増しとする。
S・S 防除作業	10a	3,700	農薬は委託者持ち
草刈り作業	1 時間	1,600	燃料・機械は受託者持ち
あぜぬり	1m	150	機械ぬり
バックホー	1 時間	5,000	(実働) 移動料別途

※燃料は受託者持ちとする。

◎農業機械貸付け料金

(単位：円)

機械名	単位	料 金	摘 要
乗用トラクター	10a	5,000	耕起のみ ロータリー付
乗用型田植機	10a	5,000	歩行型は半額位
バインダー	10a	5,000	
ハーベスター	10a	5,000	
乗用モア	10a	3,000	
管理機	半日	1,500	

※燃料は借受者持ちとする。

◎残苗料金

(単位：円)

	単位	料 金	摘 要
残 苗	1 箱	600	

○村営住宅の入居者募集（応募締切 11月10日、入居可能日12月1日～12月31日）

住 宅 名	家 賃	間取り	地区名	条件等	募集戸数
中の瀬団地	22,000 円	3DK	浪合	世帯向け	1 戸
向 団 地	23,000 円～ 24,000 円	3LDK	浪合	世帯向け	2 戸
大 平 団 地	25,000 円	3DK	浪合	世帯向け	1 戸
上 町 団 地	21,000 円	3LDK	浪合	世帯向け	1 戸
大 平 団 地	所得による 13,700 円～	3DK	浪合	・所得制限有り (公営住宅) ・世帯専用	2 戸
アラヤ第2住宅	16,000 円	3DK	清内路	世帯向け	1 戸

暮らす、生きる。

阿智家族

語れる夢があること、支えあえること、
分かち合う場所があること、
朝を楽しく眠れること。
阿智に暮らすということは、
村ごと大きな家族になること。
暮らしている人も、暮らしたい人も、
阿智家族。

【阿智家族チャンネル】



YouTube にて
「阿智村プロモーション動画」配信中

「空き家セミナー＆個別相談会」浪合を開催します

阿智村と浪合空き家の会共催による「空き家セミナー」と「個別相談会」を左記の日程で開催いたします。

セミナーでは不動産取引の専門家が「宅地建物取引士」が、空き家の現状や実例を踏まえ解りやすく説明をいたします。

個別相談は、空き家に関するあらゆる相談を2名の宅建士が引き受けます。（予約制）

空き家でお困りの方、利活用をお考えの方、又は空き家問題にご興味のある方は是非この機会にご参加ください。

▽日時 令和3年11月13日（土曜日）

13時～セミナー

14時～個別相談会（予約制）

▽場所 浪合コアホール

個別相談は完全予約制となります。

▽ご予約は

協働活動推進課 定住促進係

（0265-43-2220）又は、

浪合振興室（0265-47-200

1）まで。

空き家について



しげさんコラム

9月も月末に入り、朝夕の寒さは徐々に感じられる様になりましたが、まだ日中の日差しは強く汗ばむ陽気となっております。日中の屋外での作業は熱中症等にお気を付けください。

さて、空き家について契約の進捗状況は先月号でお知らせした様に、数件成約しておりますが、空き家の問い合わせに対して紹介出来る物件が不足しているのが現状です。

これはコロナ禍に伴う空き家の需要の高まりの影響が考えられます。

その様な経過を背景に上記「空き家セミナー＆個別相談会」浪合が開催されます。

各エリアから、お持ちの空き家情報をお知らせいただけたら幸いです。



子育てカレンダー

2021年11月

日	月	火	水	木	金	土
26	1	2 ☆ こども広場	3 文化の日	4 ☆ こども広場	5 すくすく よちよち	6
7	8 ☆ こども広場	9 ☆ こども広場 3歳児健診	10 つぼみ	11 ☆ こども広場 12ヵ月相談	12 たんぽぽ	13
14	15 まめっこ 未満児入園説明会	16 ☆ こども広場	17 ひよっこ	18 ☆ こども広場	19 ☆ こども広場	20
21	22 ☆ こども広場	23 勤労感謝の日	24 さくらんぼ	25 ☆ こども広場	26 たんぽぽ 未満児入園説明会	27
28	29 ☆ こども広場 うきうき	30 ☆ こども広場 乳児健診	令和4年度入園説明会 未満児入園説明会は15日と26日の午後2時からです。 			

☆：午前保健センター2階の広場使用・支援員対応可能日（火・木曜日以外にも利用できる日が増えました）
 （都合により日程が急に変更になる場合があります。ご承知おき、ご協力をお願いします。）



◇乳幼児の体温調節は大人がしっかり管理してあげましょう◇

小さい子どもは体表面積あたりの代謝量が大いので、平熱が大人より少し高めです。さらに、外部環境の影響を受けやすいので、暑い中にいると体温が上がり、寒い中にいると体温が下がってしまいます。基本的に、小さければ小さいほど、この傾向が強くなります。これからの寒い季節には「寒い」という意思を伝えられないので、服装による体温調節を周りの大人がしっかり管理してあげることが大切です。一般的には、元気に遊んでいる時は大人より1枚少ない目を目安に、動きに応じた枚数にするとよいでしょう。

気温が低いからといって厚着をさせすぎても体温が上昇してしまうことがあります。厚着をさせ過ぎないのは、子どもの体温調節能力を育てていくために必要な事なのです。厚着をさせてしまうと、暑い寒いといった気温の変化を直接肌で感じ取ることが出来ません。体温調節機能はこういった気温の変化の刺激を受けることで発達していくものです。また、手足が冷たいからといって、寒いとは言えません。手足は体温調節のための「センサー」の役割を持っているので露出して、生理的に外部を感じることも大切です。靴下は靴を履いて出かけるときには必要ですが、室内では基本的には履かなくても良いでしょう。足の指でしっかり床を捉えることが出来るので、けがを防ぐことにもつながります。

（NHK すくすく子育て情報「子どもの服と体温調節」より抜粋）

お問い合わせ：保健師 ☎45-1230 子育て支援室 ☎45-1232

日	月	火	水	木	金	土
	1 エンジョイ・イングリッシュ	2 体幹トレーニング ソフトJrテニス ソフトボール 阿智中クラブ (サッカー・女子バレー・ 柔道・吹奏楽)	3 《文化の日》	4 太極拳・八極拳 阿智中クラブ (サッカー・女子バレー・ 柔道・吹奏楽)	5 空手 阿智中クラブ (野球・卓球)	6 ミニバス バスケットボール 踊ってみまいかフラダンス 太極拳・八極拳
7 将棋教室	8 陸上 エンジョイ・イングリッシュ 阿智中クラブ (ソフトテニス)	9 体幹トレーニング ソフトJrテニス ソフトボール 阿智中クラブ (サッカー・女子バレー・ 柔道・吹奏楽)	10 絵画教室 阿智中クラブ (野球・卓球) バドミントン⑤	11 エンジョイ体ほぐし運動 太極拳・八極拳 阿智中クラブ (サッカー・女子バレー・ 柔道・吹奏楽)	12 空手 阿智中クラブ (野球・卓球)	13 ミニバス バスケットボール 太極拳・八極拳
14 ソバ打ち 将棋教室	15 陸上 エンジョイ・イングリッシュ 阿智中クラブ (ソフトテニス)	2 体幹トレーニング ソフトJrテニス ソフトボール 阿智中クラブ (サッカー・女子バレー・ 柔道・吹奏楽)	17 生け花 健康マージャン教室⑫ 阿智中クラブ (野球・卓球) バドミントン⑥	18 太極拳・八極拳 阿智中クラブ (サッカー・女子バレー・ 柔道・吹奏楽)	19 空手 阿智中クラブ (野球・卓球)	20 ミニバス バスケットボール エンジョイフットサル 踊ってみまいかフラダンス 太極拳・八極拳
21 将棋教室 	22 陸上 エンジョイ・イングリッシュ 阿智中クラブ (ソフトテニス)	23 《勤労感謝の日》	24 絵画教室 阿智中クラブ (野球・卓球) バドミントン⑦	25 エンジョイ体ほぐし運動 太極拳・八極拳 阿智中クラブ (サッカー・女子バレー・ 柔道・吹奏楽)	26 空手 阿智中クラブ (野球・卓球)	27 ミニバス バスケットボール 太極拳・八極拳
28 将棋教室	29 陸上 エンジョイ・イングリッシュ 阿智中クラブ (ソフトテニス)	30 体幹トレーニング ソフトJrテニス ソフトボール 阿智中クラブ (サッカー・女子バレー・ 柔道・吹奏楽)			今後のコロナウイルス感染状況により、講座等を変更することがあります。	

11月のインフォメーション

上半期を振り返って

上半期(4月～9月)の事業報告がまとまりました。その中から会員数や教室参加者数を比較しました。

1 ファミリー会員の減少が顕著

上半期の会員数をここ3年間で比較すると、表1のように、コロナ後1～2割減少しています。中でも、ファミリー会員は3割減と、家族でスポーツや文化活動を行うことを控える傾向がみられました。

表1 会員数(上半期)の3年間の推移 () : 元年度比

年 度	元年度	2 年度	3 年度
会 員	397名	325名 (82%)	344名 (87%)
(内訳) 個人会員	317名	268名 (82%)	288名 (91%)
ファミリー会員	24家族 80名	13家族 57名 (71%)	14家族 56名 (70%)

2 「百名山を楽しもう」は目的地村内1回のみ/ゴルフ教室は盛況

コロナ禍、中止した教室がいくつもありました。表2のように、登山を楽しむ「百名山を楽しもう」は、元年度には3講座延べ76名の参加者でしたが、2年度はすべて中止、3年

度は村内を目的地とした1講座(参加者10名)のみでした。一方、屋外で、ある程度距離を保って活動できる「ゴルフ教室」は、元年度と比較して2倍以上の参加者でした。

表2 教室参加者数の3年間の推移 () : 元年度比

年 度	元年度	2 年度	3 年度
ゴルフ教室	3講座 12名	3講座 27名 (225%)	3講座 29名 (241%)
百名山を楽しもう	3講座延べ76名	3講座 全て中止	1講座 10名 (13%)

今年こそ雪を期待し、スキーシーズン券を販売

対象 会員(年会費2,000円)
村内 8,000円、村外 17,000円(+手数料300円)
販売 12月1日～17日 月・水・金曜日 午後5時～7時

スキー教室 《1月：ヘブンスそのはらスキー場》

対象 会員(小3以上 初・中級) 参加費 1,000円
今年は、1月に複数回の実施を予定しています。詳しくは学校を通して配布の開催案内をご覧ください。

●お申し込み、お問い合わせ チャレンジゆうAchi 事務局 中央公民館内 ☎ 43-2061 FAX.43-2350
受付時間 10:00～12:00 13:30～18:00(土日祝祭日を除く)